

平成25年7月16日

明和證券株式会社

複数の金融商品取引所に上場（重複上場）されている上場株券等について、
お客様からの委託注文を取り次ぐ金融商品取引所（以下、優先市場という）の選定基準

- (1) 単一の金融商品取引所に上場している株式等（ETF、REIT、優先出資証券を含む）は、当該取引所を優先市場とします。
- (2) 複数の金融商品取引所に上場している株式等は、毎月最終営業日に過去3ヵ月間の営業日の取引所別出来高により流動性が高いと判定した取引所を優先市場とし、翌月の第1営業日から適用します。ただし集計対象の出来高は立会取引のみとします。
- (3) 新規上場した株式等は、あらかじめ次のとおり設定する順位により、上場した当月中は優先市場を選定します。
東証 > 名証 > 福証、札証
- (4) 他の金融商品取引所に新たに重複して上場した株式等は、重複上場した当月中は重複上場前に選定した取引所を継続して優先市場とします。月末経過後は(2)により優先市場を選定しますが、重複上場後3ヵ月を経過していない間は重複上場後の営業日の取引所別出来高により流動性が高いと判定した取引所を優先市場とします。
- (5) 重複上場している株式等が、優先市場としている取引所で整理銘柄の指定を受けたり、あるいは上場廃止（整理銘柄とならずに上場廃止の場合）となり、他の取引所で同様の指定がなく売買が継続される場合は、月中でも優先市場を変更します。この場合、整理銘柄に指定された取引所を選定の対象外とするタイミングは、整理銘柄に指定された日の2営業日後です。ただし月末営業日のみ、15時までに当日から指定された場合は翌月の第1営業日から当該取引所を対象外とします。
- (6) 転換社債型新株予約権付社債は、単一の金融商品取引所に上場する場合は当該取引所を優先市場とし、複数の金融商品取引所に上場する場合はあらかじめ次のとおり設定する順位により、優先市場を選定します。
東証 > 名証
- (7) 株式等、転換社債型新株予約権付社債ともに、個別銘柄もしくは取引所などに特殊な事態が発生した場合には、流動性等を総合的に勘案し、優先市場を変更することがあります。

以上